

## 長野県細胞検査士会 規約

### 第1章 名称と事務局

第1条 本会は、長野県細胞検査士会と称する。

第2条 本会の事務局は、会長の指定する場所におく。

### 第2章 目的および事業

第3条 本会は、長野県臨床細胞学会と連携を保ち、長野県における細胞診断学の確立と発展・普及、及び細胞検査士の地位向上に努めることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 臨床細胞学に関する研修会等の開催。
2. 長野県臨床検査技師会等との連携及び情報交換。
3. その他、本会の目的達成に必要な事業。

### 第3章 構成

第5条 本会は、原則的に長野県内に職場を有するか在住している長野県臨床細胞学会会員の細胞検査士をもって構成する。

第6条 会員は、本会が開催する研修会に出席し、業績を発表し発言することができる。

### 第4章 役員

第7条 本会は、下記の役員をおく。役員の選任は細則による。

会長（細胞検査士会都道府県代表者）1名、副会長1名、事務局2名、会計1名、地区幹事4名、技師会研究班班長1名、会計監事1名。

第8条 会長は本会を代表し、会を主催する。会長および役員は、役員会において重要事項を審議し、会務を執行する。

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第5章 総会と研修会第

第10条 本会は、毎年1回総会を開催する。

第11条 研修会は、会長が主催する。

### 第6章 会計

第12条 本会の経費は、年会費、総会・研修会の参加費および賛助金、寄付金等をもって充てる。

第13条 1) 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

2) 本会の決算は、毎年会計年度終了後、会計監査を経て総会の承認を受けなければならない。ただし総会が会計年度終了日前に開催される場合は、決算報告（見込み）とする。

### 第7章 会則の変更

第14条 会則の変更は、役員会の議を経て総会の承認を受けなければならない。

#### 付則

- 1 本会則は、平成19年6月16日制定実施
- 2 平成20年3月30日一部改定
- 3 平成25年3月3日一部改定
- 4 平成26年3月2日一部改定、同年4月1日実施
- 5 平成28年3月6日一部改訂、同年4月1日実施
- 6 平成29年3月12日一部改訂、同年4月1日実施

## 長野県細胞検査士会 会則施行細則

### 第1章 会員

第1条 本会の会員は、長野県臨床細胞学会に所属する細胞検査士が自動的に入会し、正会員となる。

第2条 本会の年会費は、500円とする。ただし賛助会員は1口につき10,000円とする。

### 第2章 役員・役員会

第3条 会長は長野県臨床細胞学会副会長（細胞検査士）を兼務する。

第4条 役員は、会長（細胞検査士会都道府県代表者）1名、副会長1名、事務局2名（原則、長野県臨床細胞学会事務局が兼務する）、会計1名（原則、長野県臨床細胞学会会計が兼務する）、地区幹事として北信・東信・中信・南信各1名（細胞研究班各地区副班長が兼務）、技師会細胞研究班班長1名、会計監事1名（会員の互選）より構成される。役員会の議事運営は、会長がこれにあたり進行するが、メール審議も可能とする。役員会の議事可否同数の場合は会長の決裁による。

### 第3章 総会

第5条 総会は、研修会開催時等に会長が招集し、議長となる。書記は地区幹事による輪番制（中信、北信、東信、南信の順）とする。会の成立は、出席者が会員現在数の過半数を越えた場合とする。ただし、委任状をもって出席とみなす。

第6条 総会の議決事項は、出席者の過半数の承認を得て行われる。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

### 第4章 研修会

第7条 研修会の開催月日、企画、運営等は、役員会が運営実施する。

### 第5章 施行細則の変更

第8条 施行細則の変更は、役員会の議を経て総会の承認を得なければならない。  
付則

- 1 本会則は、平成19年6月16日制定実施
- 2 平成20年3月30日一部改定
- 3 平成21年3月8日一部改定
- 4 平成22年3月7日一部改定
- 5 平成25年3月3日一部改定
- 6 平成26年3月2日一部改定、同年4月1日実施
- 7 平成28年3月6日一部改訂、同年4月1日実施
- 8 平成29年3月12日一部改訂、同年4月1日実施